

徳本貴久局長	御起立願います。礼。御着席ください。
池田友邦会長代理	<p>本日は、市議会の開催日となっておりますことから、寺井会長は、公務により欠席されております。したがいまして、法律第16条第8項の規定により職務代理者として、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、久谷地区の平岡委員と北条地区の野村委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、久米地区の仙波勝博推進委員、並びに難波地区の荻山民之推進委員に御出席を願っております。両推進委員よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第13号の13件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。それでは、議案第1号～第5号までを議案といたします。事務局から報告をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第1号を御報告いたします。お手元の買受適格証明に係る審査基準1号～7号までを整理した調査票も併せて御覧ください。</p> <p>この1件は、松山地方裁判所による競売に参加するための申請であります。</p> <p>申請地は、松山市下伊台町1762番1、登記、現況地目共に田、面積は1,464平米です。</p> <p>1番、申請人は、農地約36アールを耕作する適格法人でございます。この度、耕作便利な申請地の競売に参加するものです。</p> <p>なお、入札期日の関係から、地元委員の副申書を添付して、専決処理をさせていただきますので、御報告いたします。</p> <p>また、申請者が最高価買受人となった場合には、改めて3条許可申請が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、直ちに許可書を交付させていただきます。</p> <p>その場合には、直近の農業委員会総会にて3条許可の専決処理報告をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第2号を御報告いたします。</p> <p>5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地</p>

元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。

1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。離作補償を支払うとしております。

続きまして、議案第3号と議案第4号を御報告いたします。

令和3年7月26日～令和3年8月25日までに専決処理した案件は4条届出が12件、5条届出が21件で届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案第5号でございますが、お手元にお配りしている報告案件の追加をお願いします。それでは、御報告いたします。

1番、本件は、農地法により設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、農地法により第三者に貸すこととしております。離作補償は無いとしております。

2番、本件は、農地法により設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、松山市が管理することとしております。離作補償は無いとしております。

3番、本件は、農地法により設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、松山市の畑地帯総合整備事業の実施区域に含まれ、事業完了後は新たな担い手により耕作されることとなっております。離作補償は無いとしております。

4番、本件は、農地法により設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、松山市の畑地帯総合整備事業の実施区域に含まれ、事業完了後は新たな担い手により耕作されることとなっております。離作補償は無いとしております。

5番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、松山市の畑地帯総合整備事業の実施区域に含まれ、事業完了後は新たな担い手により耕作されることとなっております。離作補償は無いとしております。

6番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。以上でございます。

池田友邦会長代理	<p>議案第1号～5号につきまして、事務局の報告が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第3条許可取消報告」について議題とします。事務局から報告をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第6号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、令和3年6月10日付けで農地法第3条の許可となった所有権移転です。</p> <p>続いて、2番、本件は、令和3年8月10日付けで農地法第3条の許可となった所有権移転です。</p> <p>取消理由については、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>なお、これらの取消願いについては適正な内容となっておりますので、それぞれ専決処理を行いました。以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局からの報告が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第7号「農地法第3条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>議案説明の前に申し訳ございませんが、議案の一部に記載漏れがございましたので、追記をお願いします。番号5番、6番の久米地区の案件ですが、議案書右</p>

側の賃借期間の上段部分に「R03/09/10」、下段部分に「R13/09/09」の記入をお願いします。

それでは、議案第7号の御説明をいたします。お手元にお配りしている審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。

1番、譲受人は、農地約105アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番、譲受人は、農地約72アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人は、農地約68アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は、農地約59アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、6番は許可後30アール超えとなる案件で、借受人が同一人ですので併せて御説明いたします。借受人は、農地約12アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を使用貸借し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本案件は、許可後30アール超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7番、8番は新規農業の案件で、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人、新規農業者でございます。この度、7番の申請地を使用貸借し、併せて8番の申請地を取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

9番、13番は許可後30アール超えとなる案件で、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約15アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得並びに使用貸借し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。なお、本案件は、許可後30アール超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10番、11番、12番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約30アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

14番、譲受人は、農地約39アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

15番、譲受人は、農地約117アールを耕作する農家でございます。この度、申

<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>16番、譲受人は、農地約27アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。なお、本案件は、許可後30アール超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>17番、譲受人は、農地約121アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>18番、譲受人は、農地約84アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。以上でございます。</p>
<p>池田友邦会長代理</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いします。許可後の経営面積が30アールを超える案件は3件で、5番と6番、9番と13番が併用案件で、16番が単独案件になります。次に新規農業の案件が1件で、7番、8番の併用案件になります。それでは、5番と6番の併用案件について所在地が久米地区でありますので、仙波勝博推進委員から説明をお願いします。</p>
<p>仙波勝博推進委員</p>	<p>それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありました5番、6番の併用案件について、申請人は久米地区に居住し、既に所有している約12アールの農地のほかに、同地区内の農地を使用貸借し、農業経営の規模拡大を図るものです。申請人は、以前から農業経営の規模拡大を考えており、この度、親族が所有する農地を使用貸借するために本申請に及んだもので、現地調査並びに聞き取り調査を行ったところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>池田友邦会長代理</p>	<p>次に、9番と13番の併用案件について所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
<p>平岡量二委員</p>	<p>それでは御説明いたします。本件譲受人は、久谷地区の農地を借り受け、規模拡大をお考えであります。農業の経験も充分にあり、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p>

平岡量二委員	<p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>続いて、道後地区でありますので、烏谷委員から説明をお願いします。</p>
烏谷陽一郎委員	<p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は農地約 15 アールを耕作する兼業農家であります。今般、道後地区の本申請地を取得すると併せて久谷地区の農地を借受けて、経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。近隣農家との協調を図りながら耕作するというので、農業に対する意欲も十分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>次に 16 番は、所在地が難波地区でありますので、荻山推進委員から説明をお願いします。</p>
荻山民之推進委員	<p>それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありました 16 番の案件について、申請人は難波地区にお住まいで、この度、同地区内の農地を取得し経営規模の拡大をお考えであります。申請人は、以前から水田農業に取り組んでおり、必要な農機具並びに作付けに関する栽培技術も十分備えていることから、地元としてはこれを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>続いて、7 番、8 番の新規農業の併用案件について、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは御説明いたします。本件譲受人は、久谷地区の農地を借り受け又は譲り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も充分に見受けられ、渡人からの指導も受けながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>

池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号「農地法第4条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、市内梅田町に居住しております。この度、新たな収入の確保を図るため、日当り良好な本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は、松山市役所和気支所よりおおむね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、道後湯之町に居住しております。この度、近隣住民の要望により、本申請地を5台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。なお、本件申請地は住宅を建築する目的で、平成3年12月25日付け、農地法第5条許可にて取得していたものでありますが、造成工事等を行っておらず、転用行為が未了であることから、今回、事業計画変更を同時に申請しております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局からの説明が終わりました。議案第8号につきまして、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送</p>

池田友邦会長代理	<p>付させていただきます。</p> <p>次に、議案第9号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。なお、優良農地の転用であり、今年28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>2番及び3番は、受人が同一であり同一事業ですので一括して御説明いたします。譲受人は、畜産及び加工販売業を主な業務とする法人であります。一昨年に水産町に畜産物加工場を設置し業務を開始しておりますが、業績が良く、事業量が増加し、何かと業務に支障をきたしているため、工場内の社員駐車場部分に新たに施設を増築することから、今般本申請地を露天駐車場として使用したく、本申請に至ったものであります。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。なお、本件は、申請面積が3,000平米を超えますので、今年28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>4番、本件受人は、土木工事業、売電業を主な業務とする法人でございます。この度、売電事業の拡張のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。また、申請面積が1000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>5番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p>

船草康司副主幹	<p>6番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>7番、本件受人は、市内山西町に居住しておりますが、この度、新たな収入の確保を図るため、本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は松山市役所和気支所よりおおむね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。</p> <p>8番、本件受人は、農地約39アールを耕作する農家の後継者でございます。議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、松山市役所堀江支所からおおむね500メートル以内にあることから第2種農地と判断されます。</p> <p>9番、本件受人は、農地約100アールを耕作する兼業農家でございます。議案書記載の内容にて農家住宅・農業用倉庫を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、松山市役所河野出張所よりおおむね300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。まず、2番と3番の併用案件は1,000平米を超える案件で、所在地が小野地区ですので、仙波正幸委員から説明をお願いします。</p>
仙波正幸委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、畜産及び加工販売業を主な業務とする会社です。一昨年、水泥町に食肉加工場を設けましたが、業績が良く、事業量が増加し、何かと業務に支障をきたしているため、工場内の社員駐車場部分に新たに施設を増築することから、今般本申請地を露天駐車場として使用したく、本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしくをお願いします。</p>
池田友邦会長代理	<p>続いて、4番の案件についても同様に1,000平米を超える案件で、所在地が久米地区ですので、仙波勝博推進委員から説明をお願いします。</p>

仙波勝博推進委員	<p>それでは、御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、土木・建設業を主に営み、太陽光発電による売電事業についても業務の拡大を図る法人です。今般、日照条件のよい本申請地を取得し、更なる事業の規模拡大をしたく、申請に至ったものであります。施工後の維持管理や被害防除についても、責任をもって対応するとのことですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>議案第9号につきまして、事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。なお、1番は優良農地の案件であり、2番、3番の併用案件は申請面積が3,000平米を超えるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第10号、「令和3年度第6号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。本日の案件11件の内、使用貸借権の設定は11筆、賃借権の設定は2筆、所有権移転が10筆で、設定総面積は、2万3,694平米です。その内訳は、新規が13筆、売買が10筆、となっています。</p> <p>番号1の譲受人は、約164アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号2の譲受人は、約121アールを耕作する農業法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号3番～番号7番の譲受人は、約467アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号8の譲受人は、約121アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取</p>

	<p>得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号9の譲受人は、約155アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号10の譲受人は、約86アールを耕作する農業者で、水田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号11の譲受人は、約212アールを耕作する農業者で、樹園地と畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、公告日は、令和3年9月17日となっております。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>議案第10号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第11号、「相続税の猶予に関する適格者証明願い」について議題といたします。本件について、事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従</p>

池田友邦会長代理	<p>事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 11 号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 12 号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」について、課題といたします。事務局からの説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは御説明いたします。農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20 年間適正な耕作を継続して行いませすと相続税は免除されます。</p> <p>今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>今回報告する案件は 4 件で、これらの農地につきましては、すべて適正に耕作していることを確認しております。なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>議案第 12 号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 13 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から報告をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、御報告いたします。令和 3 年 7 月 26 日～8 月 25 日までに専決処理した案件は 19 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>議案第 13 号につきまして、事務局から報告が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案 13 件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に、事務局から連絡事項等があればお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>「松山市農業施策に関する意見書」についてですが、8 月 31 日の火曜日に、会長をはじめ役員の皆様に御出席いただき、梅岡副市長へ提出しましたので報告します。</p> <p>次に、次回の総会の日程についてですが、来月の第 213 回総会は、10 月 8 日、金曜日の午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。よろしく願いいたします。連絡事項は、以上です。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上をもちまして、本日の第 212 回総会を閉会します。</p>

徳本貴久局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分閉会